

平成20年（2008）年9月29日 定例会委員長報告

No.4 灰垣和美議員

おはようございます。総務消防委員会委員長報告を申し上げます。

平成20年9月12日 第4回高槻市議会定例会において本委員会に付託されました休会中の審査事件、議案7件について、9月18日午前10時から委員会を開き、審査しました。

これより、審査経過の概要及び結果の報告を申し上げます。

まず、議案第62号 高槻市職員退隠料及び遺族扶助料条例等廃止について、議案第63号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等中一部改正について、及び議案第64号 高槻市公益法人等への職員の派遣等に関する条例等中一部改正について、以上3件は、採決の結果、いずれも全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 高槻市市税条例中一部改正について申し上げます。

国の地方税法の改正に伴い、平成21年10月より、個人住民税が老齢基礎年金等公的年金から特別徴収できるようになるが、従来の普通徴収から特別徴収の対象となる人数、年度途中で課税額が変更になった場合の対応をただしたところ、平成19年度実績で、公的年金受給者は6万5,242人で、そのうち、個人住民税が特別徴収となる対象者は約4割の2万5,701人である。年度途中で課税額の変更があった場合は、普通徴収となるが、突発的な高額な医療費が発生し、家計が逼迫した場合には、納税者からの相談を受け、減免措置や更正申告など個別に対応していきたい、との答弁がありました。

これに対し、後期高齢者医療制度の導入においても、運用の中でさまざまな障害が生じた経緯があるが、今回の制度改正により、生活困窮者にしわ寄せが来ないように、市として最善の努力をしてほしい、との要望、年金受給者にとって、所得税や介護保険料に加え、4月から国民健康保険料などの年金天引きが始まり、さらに住民税まで天引きされると、受け取る年金額が大きく減ることになり、納税者の生活実態を考えていない制度であること、また、ふるさと納税の導入については、地方同士で財源の取り合いをすることになり、問題であること、さらに、証券税制の改正は、金持ちの税負担を軽減するもので、まさに金持ち優遇制度であること、以上の点から、この条例改正には賛成できない、との意見もあり、採決の結果、多数賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号 高槻市土地開発公社定款の一部変更については、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号 平成20年度高槻市一般会計補正予算（第1号）所管分について、平成21年5月から実施される裁判員制度は、国民の同意が得られていない今の状況での導入は時期尚早で、再検討すべきであり、裁判員制度システム改修交付金が計上されているこの補正予算には賛成できない、との意見表明もあり、採決の結果、多数賛成で原案の

とおり可決されました。

次に、議案第77号 平成20年度高槻市財産区会計補正予算（第1号）については、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

以上、ご報告申し上げます。

平成20年9月29日

総務消防委員会委員長 灰 垣 和 美

以上、よろしくお願いたします。